

緑ヶ丘北地区地区計画

名 称		緑ヶ丘北地区地区計画	
位 置		荒尾市本井手字長谷、字大谷、字山際、字五路ヶ辻の各一部	
面 積		約 16.0ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、本市のほぼ中央部に位置し、今後、都市機能集積拠点の適正配置の観点から、副都心としての育成を進める地域であり、西側には、大規模なレジャー施設が立地している。</p> <p>現在、当地区において、ホテル及び娯楽施設、更にアジアとの交流等を目的とした施設等が計画されている。</p> <p>このため、地区計画の策定により、秩序ある市街地の形成及び保持を行い、魅力ある商業地の形成・誘導を図り、「観光商業文化都市」構想の推進と「活力あるまちづくり」の実現を図ることを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>広域的なレジャー・レクリエーション地区の整備及び良好な商業施設の集積を図り、秩序ある土地利用を誘導し、適正かつ合理的に土地を利用し、良好な地区環境の形成を図るとともに、地区の外郭部等には必要に応じ緑地を設ける。</p>	
	地区施設の整備の方針	<p>本地区の敷地内に防災上及び緊急時に必要な幹線となる通路の確保を行う。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>荒尾都市計画娯楽レクリエーション地区建築条例に基づき建物の誘導を行う。また、緑地環境を重視し、周辺環境に調和した建築物とし、良好な景観形成を図るため、壁面の位置、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。</p>	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	公共空地	通路（幅員 6m、延長 600m） 緑地
	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>建築物の壁若しくはこれに代わる柱は、壁面線（計画図表示のとおり）を越えて建築してはならない。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>屋外広告物は、熊本県屋外広告物条例（昭和 39 年条例第 66 号）第 3 条第 1 項の第 3 種禁止地域に定める基準に準ずる。ただし、県道荒尾平山線の道路中心線から幅 50m の線より外側は除く。</p>

緑ヶ丘北地区地区計画

